

第4回京田辺市下水道事業経営審議会資料

(案)

「京田辺市下水道事業の経営について」

(答 申)

平成29年3月

京田辺市下水道事業経営審議会

目 次

1 はじめに ······ P1

2 下水道事業の現状と今後の事業展開 ······ P2

3 下水道事業の財政状況と経営健全化への取り組み ······ P4

4 今後の下水道事業のあり方 ······ P9

資料 1 京田辺市下水道事業経営審議会委員名簿 ······ P10

資料 2 京田辺市下水道事業経営審議会の開催経過 ······ P11

1 はじめに

下水道は、公共用水域の水質保全のほか、水洗トイレの利用や生活環境衛生の向上など、私たちの身近な生活を守る、なくてはならない都市施設です。

京田辺市の下水道事業は、昭和 54 年に事業に着手し、京都府の流域下水道とともに積極的に整備が進められ、平成 26 年度には概ね整備が完了した状況に達しています。下水道施設については昭和 60 年代から集中的に整備され比較的新しい施設が多い一方、一部には開発事業者から移管を受け 40 年以上経過し老朽化が進んでいる施設もあります。

近年の長引く地域経済の低迷や核家族化の進行、節水意識の向上による影響により使用料収入が伸び悩む中で、電気料金や資材価格の値上がりなどで費用が増加し、経営状況は厳しさを増してきています。

こうした状況の中で、京田辺市の下水道事業は、平成 30 年 4 月から地方公営企業法を適用することから、今後は、公共の福祉の増進とともに、独立採算を基本とする公営企業として経済性にも配慮した経営が求められています。

このように下水道事業を取り巻く環境が大きく変化する中で、迫り来る人口減少時代に備え、市民の大切な財産である下水道を、将来にわたって持続的かつ安定的に維持するとともに、新たな課題を解決していくことが必要となっています。

本審議会では、下水道事業の現状、今後の事業展開や財政収支見通し、また、経営健全化への取り組みや下水道使用料の算定方法などについて、京田辺市から説明を受け、平成 28 年 4 月から合計 4 回の審議会を開催し、現在の下水道事業が抱える課題を整理するとともに、課題解決に向けた提案について関係資料等を十分検討しつつ、慎重に審議を重ね、ここに一定の結論を得たので、次のとおり答申します。

2 下水道事業の現状と今後の事業展開

(1) 下水道事業の現状

京田辺市の下水道事業は、昭和 54 年 3 月に都市計画法に基づく認可を受け事業に着手しました。昭和 61 年 3 月には一部地域で供用を開始し、整備区域の拡大を図りながら積極的に事業を推進してきました。

平成 28 年 3 月末現在で、公共下水道整備区域の人口普及率は 98% を超えるところまで進み、そのうち下水道に接続している割合を示す水洗化率は 96% となっています。

整備済みの下水道管の延長は 270km を超え、整備は概ね完了しています。

平成 28 年 3 月末現在の整備状況

処理区域面積	1, 176ha
行政区域内人口 (A)	67, 085 人
処理区域内人口 (B)	65, 888 人
人口普及率 (B÷A×100)	98. 2%
水洗化人口 (C)	63, 263 人
水洗化率 (C÷B×100)	96. 0%
総事業費	348 億円
下水道管布設延長	278km
年間総処理水量 (D)	9, 353, 398 m ³
年間有収水量 (E)	8, 178, 512 m ³
有収率 (E÷D×100)	87. 4%

※年間有収水量：下水道使用料の対象となる年間の汚水量

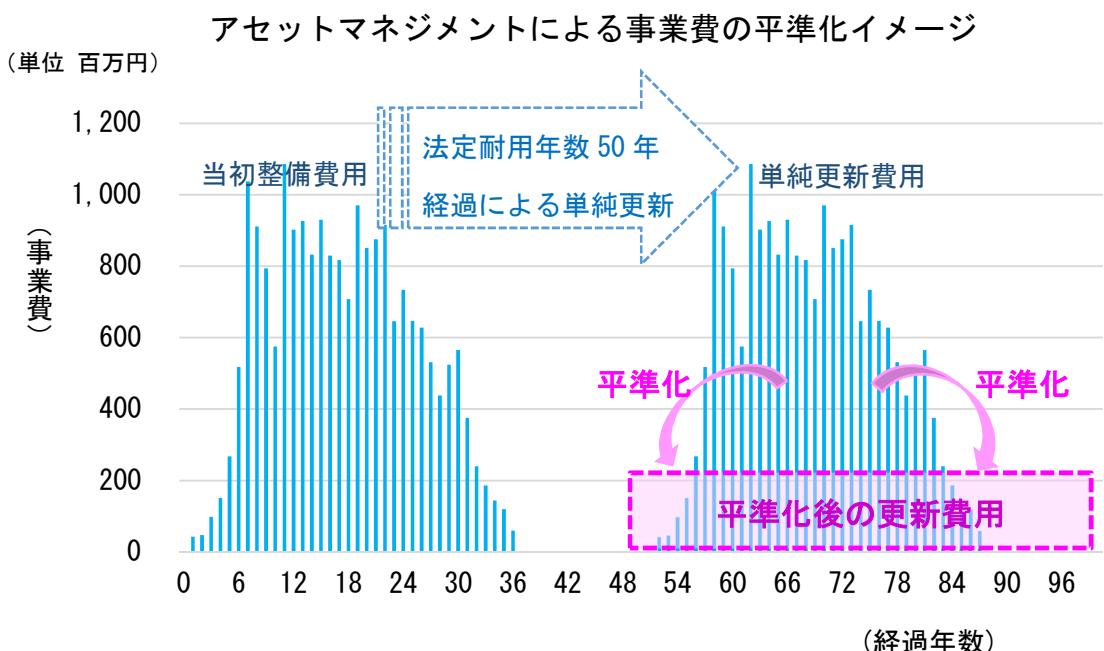
(2) 今後の事業展開

下水道は、市民生活に欠かせない重要なライフラインであることから、重大な影響を及ぼす事故の発生を未然に防ぐための施設の点検調査、修理、更新などを計画的かつ適切に実施する必要があります。また、地震など大規模災害や事故等に対する備えも求められています。

そうしたことから、開発事業者から移管を受け老朽化が進んだ施設については、平成26年11月に策定した長寿命化計画に基づき既存施設を活用した計画的な更新改築に継続して取り組み、ライフサイクルコストの縮減を図るとともに、地震への耐震化事業についても長寿命化対策と合わせた効率的な事業展開を期待します。

一方、比較的新しい大部分の施設については、アセットマネジメント手法などを活用し予防保全を中心とした戦略的維持管理・更新を行い下水道機能を持続的に確保するとともに、ライフサイクルコストの縮減と年度間の事業費の平準化を図るなど今後増えていく大量の更新改築需要に備えていく必要があります。

また、未整備地区の解消に向けた今後の整備拡充に当たっては、公営企業としての経済性等も勘案し投資効果の検証や優先順位の明確化などを進め、効率的な事業展開を図るとともに、今後も下水道を着実に整備していくため、資本費に対する一般会計からの繰入金による支援が重要と考えます。



3 下水道事業の財政状況と経営健全化への取り組み

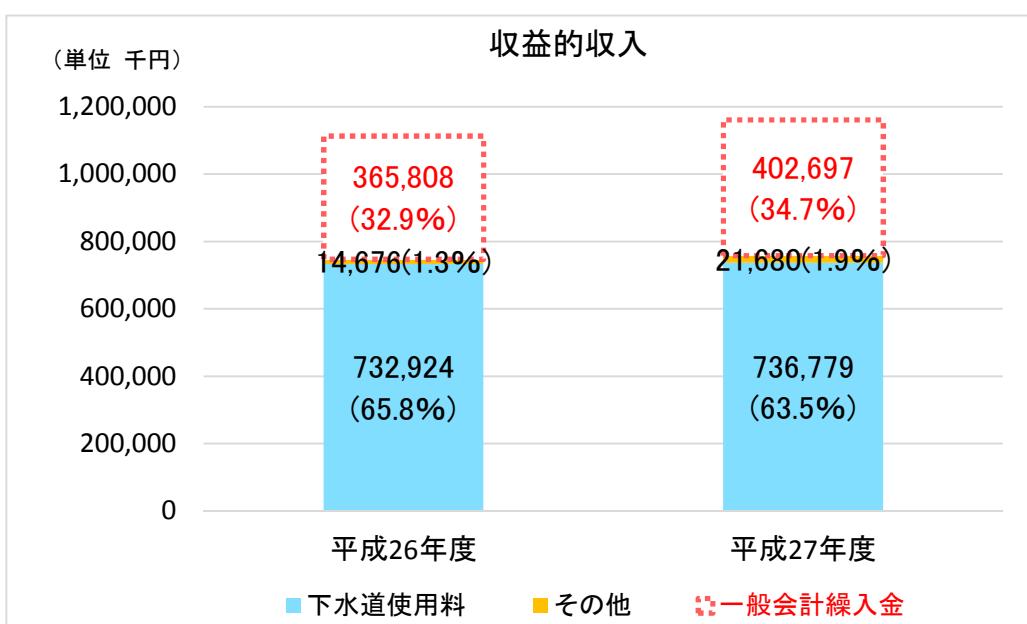
(1) 下水道事業の財政状況

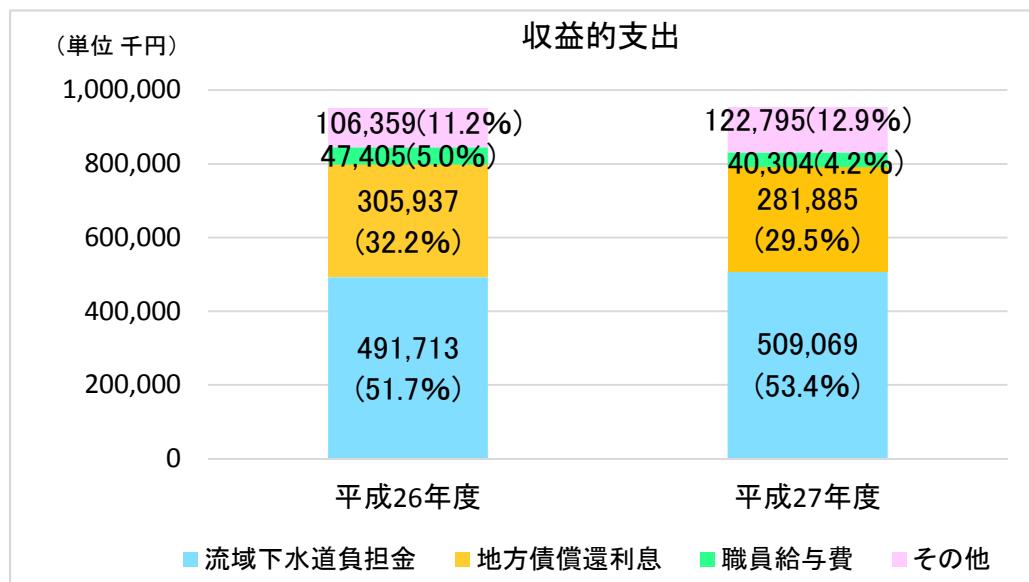
① 収益的収支

収入の 60%以上を占める下水道使用料については、核家族化の進行や節水意識の向上により水需要が低迷し、前年度とほぼ変わらず横ばいとなっています。また、一般会計からの繰入金が増加し収入に占める割合が高くなっています。

支出については、京都府洛南浄化センターの処理費用である木津川流域下水道の維持管理負担金が全体の 50%以上を占めています。また、長期借入金である地方債の償還利息は前年度に比べて減少したものの依然として割合が高く、経営上大きな負担となっています。

収益的収支においては、使用料収入で汚水処理や地方債の償還費用を賄うことができておらず、こうした資金不足を一般会計からの繰入金で補てんする状況が続いています。



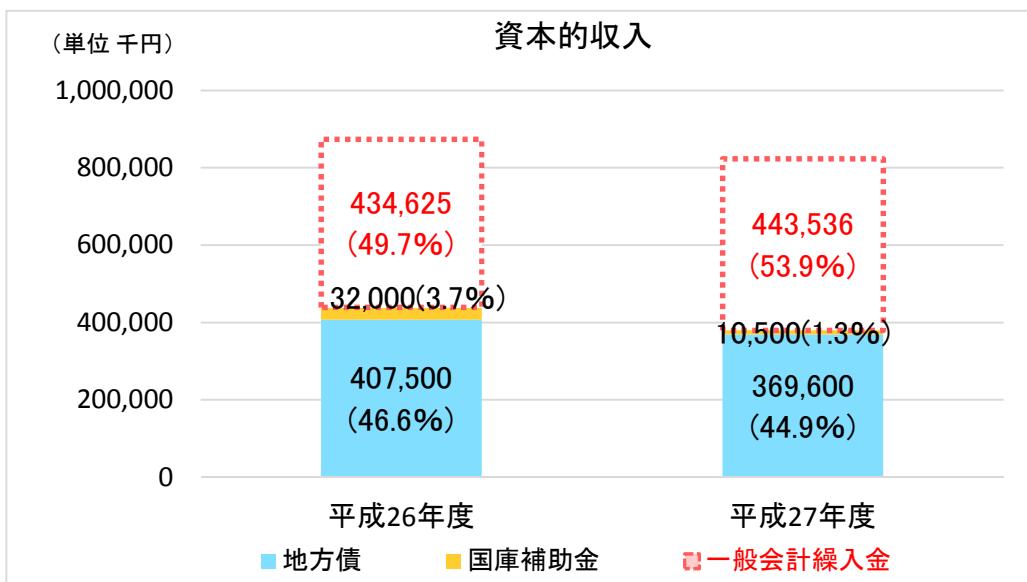


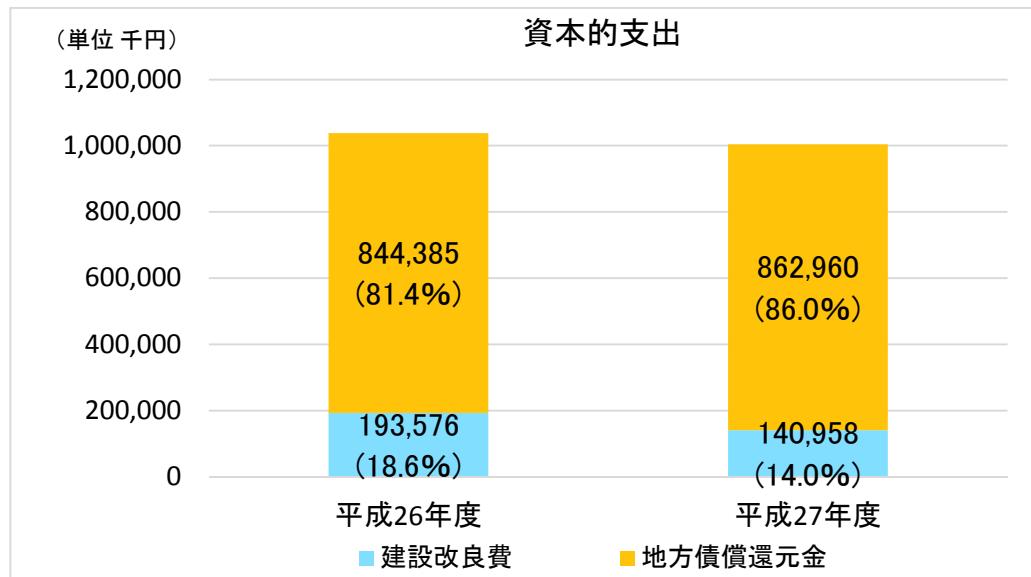
② 資本的収支

収入の 50%程度を一般会計からの繰入金が占め、主に長期借入金である地方債の償還元金に充当しています。また、建設改良費等に充てるための地方債の借入と国庫補助金が主な収入となっています。

支出の 80%以上は地方債の償還元金が占めています。下水道の早期整備を最優先に進めた結果、整備事業費を賄うための地方債残高が急激に膨らみ、ピークは過ぎたものの、平成 28 年 3 月末現在の借入残高は 113 億円余りとなっています。

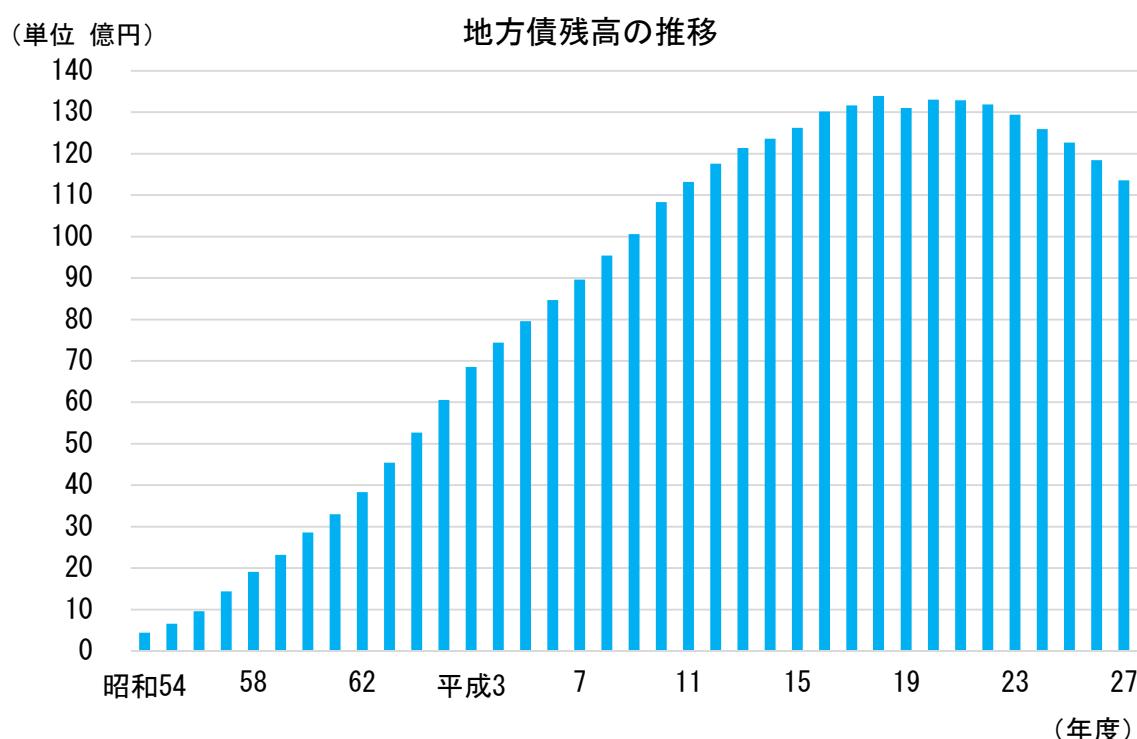
年間の使用料収入を大幅に上回る地方債償還金を返済しなければならず、資金不足が恒常化し、こうした資金不足を補うため毎年一般会計から多額の繰入金を受けており、経営上の大きな課題となっています。





地方債残高と償還金の推移 (単位:千円)

項目	平成 26 年度	平成 27 年度
年度末地方債残高	11,835,629	11,360,769
年間の地方債 償還金	元金	844,385
	利息	305,937
	合計	1,150,322



③ 一般会計繰入金

下水道事業は、独立採算を基本とし、その費用負担については「雨水公費・汚水私費」を原則としています。

「雨水公費」とは、雨水が自然現象によるものであり、雨水対策をすることとは浸水などの被害を防ぎ、その受益が広く市民に及ぶことから、雨水事業に要する経費は一般会計からの繰入金で賄うという考え方です。

一方、「汚水私費」とは、汚水処理経費を利用者からの下水道使用料で賄い、経営を図っていくという考え方です。

しかし、下水道については公共用水域の水質保全に寄与するなど公益性が高いことから、汚水処理経費のうち総務省が毎年通知する地方公営企業繰出基準に定められた項目については一般会計の負担分として公費から繰り入れることが認められています。

京田辺市においても、総務省の繰出基準に基づき分流式下水道に要する経費や水質保全のための高度処理に要する経費、流域下水道の建設に要する経費、その他特別な種類の地方債の償還経費などについて一般会計から基準内の繰入を行っています。また、下水道事業における恒常的な資金不足を補うため、毎年一般会計から多額の基準外の繰入金を受け、収支を均衡させる状況が続いています。

平成 27 年度一般会計繰入金の状況 (単位:千円)

項 目		基 準 内	基 準 外	合 計
収益的 収支	分流式下水道等に要する経費	291,115	0	291,115
	高度処理に要する経費	12,252	12,251	24,503
	地方債利息償還等に要する経費	42,280	0	42,280
	その他(資金不足の補てん)	0	44,799	44,799
資本的 収支	流域下水道の建設に要する経費	7,209	0	7,209
	地方債元金償還等に要する経費	85,574	0	85,574
	その他(資金不足の補てん)	0	350,753	350,753
合 計		438,430	407,803	846,233

(2) 経営健全化への取り組み

地方公営企業は、常に企業の経済性を發揮し、その本来の目的である公共の福祉を増進するよう運営するとともに、その運営経費は使用料など当該公営企業の経営に伴う収入をもって充てる独立採算を経営の基本としており、下水道事業の経営の健全化を図るには、不明水対策などの実施により持続的な経費の削減や維持管理の一層の効率化に努めることは当然のこと、運営経費を賄うための使用料等収入の確保に努める必要があります。

① 事業費の平準化と負債の軽減

下水道施設を計画的かつ能率的に管理するためアセットマネジメントなどの手法を活用し将来を見据えた取り組みを進め、安定した下水道サービスの提供を図るとともに、施設の更新に当たっては将来の水需要の動向も見据えた適正な規模での施設更新が重要であると考えます。あわせて、依然として高い水準にある長期借入金の適正化を進めるため、施設の法定耐用年数を基本に長期的視野に立って更新改築事業費の平準化を図るとともに、全国平均の水準を目標に新たな地方債の発行抑制を進め負債の軽減を図るなど世代間の負担バランスの適正化と安定した財政運営のできる方策が求められています。

② 京都府流域下水道や関係市町との連携

京田辺市は汚水処理を京都府が運営する流域下水道で行っており、流域下水道維持管理負担金が汚水処理費用の大きな割合を占め、経営の観点からも京都府との連携は欠かせないものとなっていることから、京都府や関係市町と協力し、適正な施設の整備と運営の更なる効率化に努めていただきたいと考えます。

③ 未接続世帯の解消

使用料等収入の確保に向けた取り組みについては、下水道を利用できる環境にありながら下水道の未接続の世帯に対し、自然環境の保全や生活環境の改善など下水道の重要性を理解いただけるよう引き続き啓発に努め、下水道接続件数の増加に向けより一層の取り組みが必要です。

④ 地方公営企業法（公営企業会計）の適用

総務省からの「公営企業会計の適用の推進について」（平成27年1月

27日通知)に基づき平成27年度から平成31年度までを集中取組期間として、下水道事業への公営企業会計の適用が重点事業と位置づけられました。京田辺市においても早期に公営企業会計方式に移行し、財務諸表や保有資産を一元化した固定資産台帳を作成・活用することで、経営状況や財政状況を明確に把握する必要があります。

4 今後の下水道事業のあり方

下水道事業については、「雨水公費・污水私費」を原則として、汚水処理にかかる費用については利用者からの下水道使用料で賄うこととされています。しかしながら京田辺市においては使用料収入で汚水処理費用を賄うことができていないことから資金不足が恒常化し、こうした資金不足を一般会計からの繰入金で補っている状況が続いています。下水道事業への繰入金額は、市全体の財政状況に左右される可能性があり、特に一般会計からの繰入金収入の割合が高い京田辺市にあっては、下水道事業運営への影響は大きいものと考えられます。

こうした中で、将来にわたって安定的に下水道事業を継続していくためには、地方公営企業における経営の基本である独立採算による事業運営が可能となるようこれまでの考え方を見直す必要があります。平成30年4月の地方公営企業会計方式への移行により、日々の汚水処理など管理運営に要する経費と施設の建設改良に要する経費が明確に区分され、より下水道事業の経営状況が明確化されます。こうした企業会計の利点を生かし、効率的な経営の中で適正な汚水処理費用を賄える水準の下水道使用料に見直し、一般会計からの繰入金に依存した収益構造の是正を進め、事業運営が持続可能な収益構造へ経営改善を図るなど、地方公営企業として健全な経営を確保するため職員が一丸となって一層の経営努力と適正な事業運営に努められるよう要請します。

最後に、京田辺市においては、本審議会の審議検討の過程において出された各委員の意見等を十分尊重するとともに、経営情報の開示に努め使用者の理解を得ながら、下水道事業の諸施策の実現に向け一層効率的な事業運営に取り組まれることを望みます。